

<報道発表資料>

カテゴリー： 県政一般

令和8年9月28日

介護保険法に基づく介護保険事業者に対する行政処分
について

介護保険法の規定に基づき、下記のとおり、介護保険施設の運営事業者に対して行政処分を行いましたので、お知らせします。

記

1 介護老人福祉施設の運営事業者への行政処分

(1) 対象事業者

- ア 法人名 社会福祉法人枚方療育園
イ 代表者 理事長 山西 千晶
ウ 所在地 大阪府枚方市津田東町二丁目1番1号

(2) 対象事業所

- ア 事業所名 特別養護老人ホームおきな
イ 所在地 埼玉県行田市馬見塚693
ウ サービスの種類 介護老人福祉施設（従来型）
エ 指定年月日 令和8年4月1日
(当初指定：平成12年4月1日)
オ 処分内容 指定の一部効力停止（介護報酬3割減額）3月
カ 根拠法令 介護保険法第92条第1項第4号
キ 処分理由

令和7年9月に介護職員が入所者に対して虐待を行った。また、介護職員が適切な手続きを経ずに入所者に対して身体拘束を行った。

- ク 処分年月日 令和8年9月24日
ケ 効力停止期間 令和8年10月1日から令和8年12月31日まで

2 介護老人保健施設の運営事業者への行政処分

(1) 対象事業者

- ア 法人名 公益社団法人地域医療振興協会
- イ 代表者 代表理事 藤来 靖士
- ウ 所在地 東京都千代田区平河町二丁目6番3号

(2) 対象事業所

- ア 事業所名 公設宮代福祉医療センター介護老人保健施設六花
- イ 所在地 埼玉県南埼玉郡宮代町大字須賀177
- ウ サービスの種類 介護老人保健施設
- エ 許可年月日 令和3年10月1日
(当初許可：平成15年10月1日)
- オ 処分内容 許可の一部効力停止（介護報酬3割減額）3月
- カ 根拠法令 介護保険法第104条第1項第3号
- キ 処分理由

令和6年から令和7年8月にかけて介護職員及び看護職員が入所者17人に対して虐待を行った。また、管理者等が当該虐待行為を黙認していた。

- ク 処分年月日 令和8年9月24日
- ケ 効力停止期間 令和8年10月1日から令和8年12月31日まで

以上